

みよし市教育委員会後援等名義使用承諾取扱要領

みよし市教育委員会後援等名義使用承諾取扱要領（平成8年10月1日）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、みよし市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の後援、共催、協賛及び推薦（以下「後援等」という。）の名義の使用の承諾並びにみよし市教育委員会賞（以下「教育委員会賞」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- （1）後援 事業等の趣旨に賛同し、援助を行う意思を表示することをいう。
- （2）共催 事業の企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担することをいう。
- （3）協賛 事業の趣旨に賛同し、事業の実施に要する物品等の提供を行うことをいう。
- （4）推薦 映画、演劇、出版物等で文化的な価値があるものについて広く市民に対し薦めることをいう。

（教育委員会賞の交付）

第3条 教育委員会賞は、後援等の名義の使用の承諾（以下「後援等の承諾」という。）を受けた事業に限り交付する。

2 教育委員会賞は、賞状の交付とし、事業を主催する者を通じて顕彰すべき参加者に交付するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、賞品を交付することができる。

（対象者）

第4条 後援等の承諾を受けることのできる者は、次に掲げる団体とする。

- （1）国又は地方公共団体（独立行政法人、特殊法人、認可法人等を含む。）
- （2）学校及び学校の連合体
- （3）公共的団体、公益法人又はこれに準ずる団体
- （4）公益性があり、みよし市におけるスポーツ、芸術、文化等の振興に寄与する団体
- （5）その他教育委員会が適当と認める団体

（対象事業等）

第5条 教育委員会が後援等の承諾を行う事業は、教育の進展に寄与するものと認められる事業で次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 目的及び内容が、市の芸術、文化及びスポーツの振興並びに市民福祉の増進等に寄与すると認められる事業で、公共性のあるものであること。
- (2) 市民の幅広い参加が期待できる事業であること。
- (3) 原則として、主たる会場がみよし市の区域又はこれに隣接する区域であること。
ただし、教育振興上特に有益であると認められる場合は、この限りでない。
- (4) 事業を主催する団体が、参加者から入場料、参加料その他の費用を徴収する場合は、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること。
- (5) 事業の実施にあたり、保健衛生及び災害防止に関する措置が講じられていること。

2 次の各号のいずれかに該当すると認められる事業には、後援等の承諾は行わないものとする。

- (1) 政治活動若しくは宗教活動を目的とする事業又は特定の政治団体若しくは宗教団体を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする事業
- (2) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とする事業
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのある事業
- (4) 主に営利又は商業宣伝を目的とする事業
- (5) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とする事業
- (6) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められる事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、不相当と認められる事業
(申請手続)

第6条 教育委員会の後援等の承諾又は教育委員会賞の交付（以下「後援等の承諾等」という。）を受けようとする者は、当該事業開催日の1月前までにみよし市教育委員会後援等の承諾等申請書（様式1号）に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 事業を主催する団体の定款、寄付行為、規約、沿革その他団体の概要がわかる書類
- (2) 役員名簿

- (3) 事業の目的及び内容を明らかにする書類
 - (4) 事業に係る収支予算書
 - (5) ポスター、チラシ等の印刷物に教育委員会名を使用する場合は、その原稿
 - (6) その他教育委員会が必要と認める書類
- 2 前項本文の規定による申請を行った者は、当該後援等の承諾等の申請に係る他の事業について、当該申請を行った日の属する年度に前項第1号及び第2号に掲げる書類を提出した場合において、その内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

(後援等の承諾等の通知)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、後援等の承諾等の適否を決定するものとする。

- 2 教育委員会は、後援等の承諾等を決定したときは、みよし市教育委員会後援等の承諾等通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 3 後援等の不承諾を決定したときはみよし教育委員会後援等の承諾等不承諾通知書(様式第3号)に理由を付して、通知するものとする。

(変更の届出)

第8条 後援等の承諾等を受けた者は、当該決定に係る申請書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに承諾事項変更届出書(様式第4号)を教育委員会に届け出なければならない。

(後援等の取消等)

第9条 後援等を承諾した事業において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該後援等の承諾等の決定を取り消すものとする。

- (1) 申請書、添付書類等に偽り、その他不正行為があったとき。
 - (2) 法令に違反したとき。
 - (3) 後援名義の承諾等の決定に付した条件に違反したとき。
 - (4) 第5第2項の規定に該当すると認められたとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定により後援等の承諾等の決定を取り消したときは、速やかに、みよし市教育委員会後援等の承諾等取消通知書(様式第5号)により通知する。
- 3 第1項の規定により、後援等の承諾等を取り消された者は、教育委員会賞を直ちに教育委員会へ返還しなければならない。

4 教育委員会は、第1項の規定により、後援等の承諾等の決定を取り消された者が、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(事業の報告)

第10条 後援等の承諾等を受けた者は、事業終了後15日以内に事業報告書(様式第6号)に必要な書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

(所管)

第11条 後援等に関する事務は、教育部学校教育課において行う。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、後援等の承諾等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現に改正前のみよし市教育委員会後援等名義使用承諾取扱要領の規定に基づき作成されている申請書その他の用紙は、改正後のみよし市教育委員会後援等名義使用承諾取扱要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

みよし市教育委員会後援等の承諾等申請書

年 月 日

みよし市教育委員会 様

申請団体所在地
申請団体名
代表者氏名
連絡先

下記事業を開催するにあたり、貴市教育委員会の後援等を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

記

申請の内容	①（後援・共催・協賛・推薦）名義の使用 ②みよし市教育委員会賞の交付 ※該当項目に○印を記入	
事業の名称		
主催者		
事業の内容		
開催期日		
開催場所		
入場料・参加料等	無・有（ 円） 徴収目的：入場料・参加料・その他（ ）	
他の後援申請 （予定）状況	後援： 協賛：	共催： 推薦：
教育委員会の後援等が必要な理由		
市広報の掲載予定	無・有（ 月 日号掲載予定）	
チラシ等配布予定	無・有（小学校 年生・中学校 年生・その他（ ））	
前回の承認実績等	無・有（ 年 月 日申請） ≪提出書類は情報公開の対象となります。≫ <input type="checkbox"/> すべての添付書類について、情報公開することに同意します。 <input type="checkbox"/> 提出書類の一部を情報公開することに同意します。	
教育委員会賞	賞の内容	賞状 枚、 賞品 点（内容 ）
	表彰日時	
	他の賞	無・有（内容 ）

（添付書類）

- ①団体の規約、定款、寄付行為等 ②役員名簿 ③事業計画書又は開催要項等
④事業の収支予算書 ⑤名義使用の場合は、チラシ等印刷物原案

様式第2号（第7条関係）

みよし市教育委員会後援等の承諾等通知書

第 号

年 月 日

様

みよし市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のありました事業について、下記のとおり承諾します。

記

- 1 事業名
- 2 開催日
- 3 場所
- 4 後援等区分
- 5 承諾の条件

様式第3号（第7条関係）

みよし教育委員会後援等の承諾等不承諾通知書

第 号

年 月 日

様

みよし市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のありました事業については、下記のとおり不承諾と
します。

記

1 事業名

2 開催日時

3 場所

4 不承諾の理由

様式第4号（第8条関係）

承諾事項変更届出書

年 月 日

みよし市教育委員会 様

申請団体所在地

申請団体名

代表者氏名

連絡先

年 月 日付け 第 号で承諾を受けた事業の内容について、下記のとおり変更がありますので届け出ます。

記

承認年月日及び承認番号	年 月 日付け 第 号	
事業の名称		
変更事項	変更前	変更後
変更理由		
その他		

様式第5号（第9条関係）

みよし教育委員会後援等の承諾等取消通知書

第 号

年 月 日

様

みよし市教育委員会 印

年 月 日付けで承諾のあった事業について、下記の理由により取り消したので通知します。

記

1 事業名

2 開催日時

3 場所

4 取消しの理由

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

みよし市教育委員会 様

申請団体所在地

申請団体名

代表者氏名

連絡先

事業報告書

年 月 日付け、第 号で承諾を受けた事業を終了したので、下記のとおり報告します。

記

事業名	
日時	
会場	
参加人数	
収支報告書	
成果	

（添付書類）

①名義使用の場合はチラシ等印刷物

②教育委員会賞の交付を受けた場合は事業に係る収支決算書、写真及び受賞者名簿